

官報

号外 昭和三十三年十二月二十三日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
通信委員									
建設委員									
一郎君	成田	井上	後藤	義隆君	柴谷	要君	武雄君	黒川	中村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同日内閣から左の議案を提出した。	よつて議長は即日これを決算委員会に付託した。	昭和三十二年度一般会計歳入歳出決算	昭和三十二年度特別会計歳入歳出決算	昭和三十二年度国税収納金整理資金受払計算書	昭和三十二年度政府関係機関決算書	恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(田畠金光君外五名発議)	海上運送法の一部を改正する法律案(同日委員長から左の報告書を提出した)。	昭和三十三年九月の水害による公立小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担	昭和三十三年九月の水害による公立小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
衆議院に通知した。
蘭糸価格の安定に関する臨時措置法
の一部を改正する法律
公共用水域の水質の保全に関する法律
工場排水等の規制に関する法律
同内閣から、海岸砂地帯農業振興
対策審議会委員岸良一君から同委員岸
任の申出があつたので後任者の指名を
願いたい旨の要求書を受領した。
一昨二十一日議長は去る十七日議決
された議員西川弥平治君に対する弔詞
を贈呈した。

○議長(松野鶴平君) これより本日の
会議を開きます。

議員吉田萬次君は、一昨二十一日逝
去せられました。まことに痛惜哀悼の
至りにたえません。

竹中勝男君から発言を求められま
た。この際、発言を許します。竹中勝
男君。

〔竹中勝男君登壇、拍手〕

○竹中勝男君 大だいま議長から御報
告のありました通り、議員吉田萬次君が
は、一昨二十一日急逝されました。同
僚議員といたしまして、まことに痛惜
の至りにたえません。ここに同君の御
生前を回想いたしまして、ついんで哀
悼の意を表明いたすものであります。

されるところの神経系統の病氣の治療に対する対しては、患者が君を慕つて全国各地から贈り物をするなどの好評を得ておられたのであります。

また一方では、婦人の厚い信頼のとに、早くより政治に志を向けられ、大正十年以来、一宮市会議員に四回当選、その間、議長に二回当選され、昭和九年以来、愛知県会議員に三回当選、その間、議長に二回当選され、さらには、昭和十七年から昭和二十二年まで、二期にわたって一宮市長を勤められたのであります。このうちに、同君は、弱冠二十九歳をもつて地方政治に関係されて以来、三十有余年、うますたゆまず、ひたすら誠実に市政や県政に尽してこられたその御努力と業績は、まことに輝かしいものがあるのです。こうした大きな実績が、昭和二十八年の参議院議員当選をもたらしたもの、けだし当然の帰結と申さねばなりません。

吉田君の本院議員としての御活動は、学術、教育関係において特に多く見ることができるよう思います。同君は、当初より文教委員に選任され、長い間、同委員会の理事として、きめ細やかに勤め励み、その豊富なる経験と卓越した識見をもつて文教振興のために尽されたのであります。ことに、ことで申し述べたいことは、同君が、

同日本院は、衆議院送付の左の内閣告書
出案を可決した旨衆議院に通知した。
繩糸価格の安定に関する臨時措置法
の一部を改正する法律案

されるところの神経系統の病氣の治療に対する対しては、患者が君を慕つて全国各地から贈り物をするなどの好評を得ておられたのであります。

また一方では、婦人の厚い信頼のとに、早くより政治に志を向けられ、大正十年以来、一宮市会議員に四回当選、その間、議長に二回当選され、昭和九年以来、愛知県会議員に三回当選、その間、議長に二回当選され、さらにまた、昭和十七年から昭和二十二年まで、二期にわたって一宮市長を勤められたのであります。このうちに、同君は、弱冠二十九歳をもつて地方政治に関係されて以来、三十有余年、うますたゆまず、ひたすら誠実に市政や県政に尽してこられたその御努力と業績は、まことに輝かしいものがあるのです。こうした大きな実績が、昭和二十八年の参議院議員当選をもたらしたもの、けだし当然の帰結と申さねばなりません。

吉田君の本院議員としての御活動は、学術、教育関係において特に多く見ることができるよう思います。同君は、当初より文教委員に選任され、長い間、同委員会の理事として、きめ細やかに勤め励み、その豊富なる経験と卓越したる識見をもつて文教振興のために尽されたのであります。ことに、ことで申し述べたいことは、同君が、

日本の学術の振興、わけても大学の充実、私学の育成に心を向けられるとともに、恵まれない勤労青少年の教育や僻地教育の振興に努力されたことがあります。同君は、つとに郷里の一宮市において女子教育事業を興されました。が、これが現在は短期大学から幼稚園までを含む一宮女子学園として大きく発展し、みずから学園長と短期大学学長を兼任されていたことからもうかがえるように、君は、青少年に充実した教育をすることが國家再建の基盤であることを信念とし、かつ誠実に実践されたのであります。また、昭和三十一年には日本ユネスコ国内委員に、三十二年には科学技術政務次官に任命されておりますことも、各位の御承知のことでありまして、わが国の教育、学術、文化に尽された功績は、實に著しいものがあると思うのであります。

○議長（松野鶴平君）お詰りいたしま
す。吉田萬次君に対し、院議をもつて
弔詞を贈呈することとし、その弔詞は
議長に一任せられたいと存しますが、
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君）御異議ないと認
めます。

議長において起草いたしました弔詞を
朗読いたします。

○議長(松野鶴平君) 杉山君の動議に御異議ござるませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よつて議長は、国土総合開発審議会委員に岸良一君、海岸砂地地帶農業振興対策審議会委員に安部清美君、島嶼振興対策審議会委員に青山正一

を内容としないもの」を削り、同条各号を削る。

第三十条第四号中「正当且つ合理的な理由」を「当該航路における船員の供給が需要に対し過剰となることによる他の正当且つ合理的な理由」に改め、同条に次の一号を加える。

六 運賃のべもどし（荷主が一定

べきことを勧告する」とができます。
る。

○議長(松野鶴平君) 内閣から、國土総合開発審議会委員田村文吉君、海岸砂地地帶農業振興対策審議会委員岸良弥平治君の辞任に伴う後任者を指名されるとの申し出がございました。

また、離島振興対策審議会委員西川弥平治君の逝去に伴い、同委員に次官員を生じました。

つきましては、この際、日程に追加して、國土総合開発審議会委員その他各種委員の選挙を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○杉山昌作君 これらの選挙は、いずれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたしました。

○田中茂穂君 私は、ただいまの杉山君の動議に賛成いたします。

○議長(松野誠平君) 日程第一、海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といったします。まず委員長の報告を求めます。運輸委員長大倉精一君。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

第三十一条の二中〔各号列記の部分を除く。〕を削る。
第三十一条中「第二十八条各号若しくは」を削る。
第三十二条を次のように改める。
〔運送秩序に関する勧告〕
第三十二条 運輸大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の定期航路事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとる。

況のもとにおきましては、航路經營の不安定のもの多く、従て、運賃の不安定を来たし、海運業の經營を悪化させているばかりでなく、わが國輸出入貿易の発展に悪影響を及ぼしている趣きであります。この法律案のねらいは、航路の安定をはかるために、海運同盟に關する現行法の厳重な規制を原則として撤廃し、國際的な慣行となつてゐる海運同盟の自衛手段を認めるることによつて、これが強化をはかり、また、海運同盟の結成もしくはその強化の困難な定期航路における竟争競争につきましては、運輸大臣は勧告を行なつて調整措置を講じ得ることとすることがあります。

さて、質疑及び討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決になりましたところ、本法律案は全会一致で可決すべきものと致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

に、復旧起債についても格段の努力を払うこと」の二点を要望して、賛成の意旨が述べられ、緑風会を代表して竹下委員から、「災害復旧のための国の負担金等の使途について不正不当の起らぬよう、十分な注意のもとに、学校教育の正常な運営の目的を達成するよう」との希望意見を付して賛成の表明がありました。

続いて、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

[参事朗読]

本日委員長から左の報告書を提出した。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題とするとともに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。内閣委員長水岡光治君。

「審査報告書は都合により第九号末尾に掲載」

右

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十日

内閣總理大臣 岸 信介

公共企業体職員等共済組合法の一
部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一
部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一
部を改正する法律案

第三十条第一項中「行うべき給付」
を「行つた給付」に改め、第四章第一
節中同条の次に次の二条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十条の二 偽りその他不正の行
為により組合から給付を受けた者
があるときは、組合は、その者か
ら、その給付に相当した費用に相当
する金額(その給付が療養である
ときは、第三十三条第一項第三号
又は第四号の規定により支払つた
一部負担金に相当する額を控除し
た金額)の全部又は一部を徴収す
ることができる。

目次中「第三十条」を「第三十三条」
和三十一年法律第百三十四号)の一
部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の二条を加え
る。

(他の法令による療養との調整)

第二十三条の二 他の法令の規定に
より國又は地方公共団体の負担に
おいて療養又は療養費の支給を受
けたときは、その受けた限度にお
いて、療養又は療養費若しくは家
族療養費の支給は、行わない。

第二十四条を次のように改める。
(被扶養者)

第二十四条 この法律において「被
扶養者」とは、次に掲げる者で主
として組合員の収入により生活を
維持するものとする。

第二十四条 第二十九条(届出をして
いるが、事實上婚姻關係と同
様の事情にある者を含む。以下
同じ。)、子、父母、孫、祖父母
及び弟妹

二 組合員と同一の世帯に属する
三親等内の親族で前号に掲げる
者以外のもの

三 組合員の配偶者で届出をして
いないが事實上婚姻關係と同様
の事情にあるものの父母及び子
並びに当該配偶者の死亡後にお
けるその父母及び子であつて、組
合員と同一の世帯に属するもの

三 組合員(他の法律に基く共済
組合で療養に相当する給付を行
うものの組合員を含む。)のため
の療養を行うことを目的とする
医療機関又は薬局で組合員の療
養について組合が契約している
ものからこれを受けることがで
きる。この場合において、組合
は、健康保険法第四十三条ノ九
第二項の規定に基き厚生大臣の
定める基準(以下この条において
「厚生大臣の定める基準」とい
う。)を参考して運営規則で定め
る基準の範囲内で当該医療機関
又は薬局にその費用を支払う。

二 大臣の定める基準による初診料」を
「一部負担金」に改め、同条第三項を
削る。

第三十四条第一項中「被扶養者が
第三十二条第一項第一号から第四号
までの療養を受けようとするとき
は」を「扶養者は」に、「任意の医療
機関からこれを受ける」を「第三十二
条第一項第一号から第四号までの療
養を受ける」に、「組合は、同条」を
「組合は、前条」に改め、同条の次に
次の二条を加える。

(保険医療機関等の療養費及び家
族療養費)

第三十四条の二 組合員又は被扶養
者が第三十三条第一項第三号又は
第三十二条第一項第一号から第四号
までの療養を受け、緊急その他や
むを得ない事情によりその費用を
直接当該医療機関又は薬局に支払
つた場合において、組合が必要と
認めたときは、組合は、第三十三
条第一項第三号若しくは第四号又
は前条第一項の規定に従つて計算
した費用を、当該医療機関又は薬
局に対する支払に代えて、療養費
又は家族療養費として、組合員に
支給することができる。

第三十五条を次のように改める。

(保険医療機関等の療養担当等)

第三十五条 保険医療機関若しくは
保険薬局又はこれらにおいて診療

若しくは調剤に從事する保険医若
しくは保険薬剤師(健康保険法第
四十三条ノ二に規定する保険薬剤
師をいう。以下同じ。)は、健康保

二 前項の場合において、第三十三
条第一項第四号に規定する保険医
療機関において診療に従事する保
険医(健康保険法大正十一年法律
第七号)第四十三条ノ二に規定
する保険医をい。以下同じ。)が
組合に提出されるべき診断書に虚
偽の記載をしたため、その給付が
行われたものであるときは、組合
は、その保険医に対し、給付を受
けた者と連帶して前項の徴収金を
納付させることができる。

第三十三条第一項第一号若しくは
第三十三条第一項第一号及び第二
号中「医療機関」の下に「又は薬局」を
加え、同項第三号を次のように改め
る。

第三十三条第一項第一号若しくは
第三十三条第一項第一号及び第二
号中「医療機関」の下に「又は薬局」を
加え、同項第三号を次のように改め
る。

第三十五条 保険医療機関若しくは
保険薬局又はこれらにおいて診療
若しくは調剤に從事する保険医若
しくは保険薬剤師(健康保険法第
四十三条ノ二に規定する保険薬剤
師をいう。以下同じ。)は、健康保

険法及びこれに基づく命令の規定の

例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならぬ。

第三十六条第一項中「國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による」を「他の法律に基く共済組合の給付で」に改め、

同条第二項中「組合員がその資格を喪失した際」を「組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職した際に、「組合員として」を「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により」に改め、「資格を取得したとき」の下に「(家族療養費について、その被扶養者がその期間内に他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。)」を加え、

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際、家族療養費を受けていたときは、その者が死亡しなかつたとしたならば前二項の規定により受けることのできる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

第三十七条第二項中「組合員であつた者を」「一年以上組合員であつた者に改める。

3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、その資格を喪失しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることのでき

る期間、継続してこれをその者(その者が死亡したときは、その配偶者であつた者)に支給する。

第四十条第一項中「給付を受ける者」の下に「(当該給付が家族療養費であるときは、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。)」を加え、「同項の規定により給付を受けた者」を

料」を加える。

第四十五条第一項後段中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第三項本文中

「組合員」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第六項中

「立入検査を「質問又は検査」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、

第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、そ

の業務に關し、監督上必要な命令

5 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るために必要な措置を取ることを認めると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を用いた者に対する診療、薬剤の支給若しくは手当を用いた者に対する診療録、書類帳簿等の他の物件の提示を求め、若

しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求める。

第四十条第一項及び第二項を「前条」に改め、「埋葬料」の下に「又は家族埋葬料」を加え、「同項の規定により給付を受けた者」を「継続療養受給者」に改め、「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「埋葬料」の下に「又は家族埋葬料」を加える。

第四十五条第一項後段中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第三項本文中

「組合員」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第六項中

「立入検査を「質問又は検査」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、

第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、そ

の業務に關し、監督上必要な命令

5 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担

又は支払の適正化を図るために必要な措置を取ることを認めると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を用いた者に対する診療、薬剤の支給若しくは手当を用いた者に対する診療録、書類帳簿等の他の物件の提示を求め、若

第九十条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つたもの

のを含む。)で運営規則で定めるもの

第九条 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数(法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる在職年の年月数を除く。以下同じ。)と

施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定にかかるわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は支給しない。

附則第四条第四項中「増加恩給の下に「並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病賃金」を加え、「及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金」を並びに更新組合員に係る旧法又は國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定による退職年金及び減額退職年金」に改める。

二 第八十三条第四項の規定によ

る主務大臣の命令に違反したと

認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可

又は承認を受けなかつたとき。

二 第八十三条第四項の規定によ

る主務大臣の命令に違反したとき。

三 この法律に規定する業務又は

他の法律の規定により組合が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

三 この法律により、主務大臣の

認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可

又は承認を受けなかつたとき。

二 第八十三条第四項の規定によ

る主務大臣の命令に違反したとき。

三 その他の法律に規定する業務又は

おける地方公務員に相当するもの

のを含む。)で運営規則で定めるもの

附則第九条及び附則第十条を次のように改める。

(年金受給資格に関する特例)

第九条 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数(法律第百五十五号附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつてゐる在職年の年月数を除く。以下同じ。)と

施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項本文及び第五十四条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定にかかるわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廢疾一時金は支給しない。

附則第十一条第一項中「更新組合員の下に「附則第九条の適用を受ける者を除く。」を加え、「第五十条第一項及び第五十四条第一項又は第五十五条第一項第一項若しくは第二項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることがとなつてゐる年月数」を除く。」を加え、同条第三項中「附則第二十四条第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることがとなつてゐる年月数」を除く。」を加え、同条第三項中「附則第二十四条第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることがとなつてゐる年月数」を除く。」を加え、同条第一項及び第五十四条第一項又は第五十五条第一項第一項若しくは第二項に「退職一時金」を「退職時金又は廢疾一時金」に改め、同条第一項中「國家公務員」の下に「(臨時に使用された者及び常時勤務に服した者を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旧組合に使用された者(運営規則で定める者に限る。)であつた期間(その前又は後に引き続

く職員であつた期間を含む。)で
施行日まで引き続いているもの
のうち、職員であつた期間及び
恩給公務員期間を除いた期間
附則第十五条第一項中「退職した
後に増加恩給等」の下に「又は国家公
務員共済組合法第八十一条第一項第一
号の規定による廃疾年金(以下「公
務廃疾年金」といふ。)を、「すでに增
加恩給等」の下に「又は公務廃疾年
金」を加え、同条第三項中「公務扶助
料」の下に「又は国家公務員共済組合
法第八十八条第一項第一号の規定に
よる遺族年金(以下「公務遺族年金」と
いふ。)を、「増加恩給等」の下に
「又は公務廃疾年金」を加える。
附則第十六条第一項中「増加恩給
等」の下に「又は公務廃疾年金」を加
える。
附則第十七条に次の二項を加え
る。

附則第二十条第三項中「附則第十七条第一項及び附則第十八条」を「（軍人恩給及び恩給法第四条）」に改め、「十六条の規定による普通恩給を除く。」以下「普通恩給」といふ。」に改める。

附則第二十二条第九項に次のとおり書き加える。

ただし、第二項の規定による年金については、附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば、その受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。

附則第二十三条の見出し中「交流措置」を「交流措置等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 更新組合員に係る附則第五条第一項の期間は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の規定の適用については、同法第六十二条までの規定の期間に該当しないものとみなす。

附則第二十四条第三項中「旧法の規定による退職一時金を受けた者」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職一時金を受けけるべき者」に、「同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しない」を「旧法又は国家公務員共済組合法の規定による給付の制限を受ける者にあつては、その制限を受け

規定による退職年金若しくは遺族年金を受ける者を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による退職年金、減額退職年金若しくは遺族年金を受けるべき者」と、「第二十条から第二十一条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止」を「給付の制限又は支給の停止」に、「同法の規定による当該退職年金、減額退職年金」に、「(恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。)」を「恩給法第五十八条ノ三の規定による恩給の停止又は旧法第三十九条第一項ただし書、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条若しくは第十六条の規定による支給の停止を受けているときは、その年額からその停止を受けている金額を控除した後の中止又は旧法(第三十九条第一項ただし書を除く。)ノ三を除く。)の規定による恩給の停止若しくは給付の制限を受けているときは、その停止又は制限を受けないとしなしし書を除く。)若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第二項を除く。)の規定による支給の停止若しくは給付の制限を受けているときは、その停止又は制限を受けないとしなしし書を除く。)に改め、同条第五項中「旧法若しくは同一時恩給又は同法の規定による退職年金を受けた者を「旧法若しくは

は国家公務員共済組合法の規定による退職年金又は減額退職年金のほかに、一時恩給又はこれらの法律の規定による退職一時金を受けるべき者に、「旧法の規定による当該退職年金又は「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による当該退職年金」に改め、同条第六項中「増加恩給等」の下に「又は公務員扶助料を受ける者」を公務員扶助料を受ける者」として、「又は国家公務員共済組合法」を、「又は国家公務員共済組合法」の下に「又は減額退職年金」を加える。

規定による当該退職年金」を「旧法若しくは國家公務員共済組合法の規定による当該退職年金、減額退職年金」に改め、「(恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額の控除した後の金額とする。)」を「恩給法第五十八条ノ三の規定による恩給の停止又は旧法第三十九条第一項ただし書を除く。」又は旧法第三十九条第一項ただし書、國家公務員共済組合法第七十七条第二項若しくは國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条若しくは第十六条の規定による支給の停止を受けているときは、その年額からその停止を受けている金額を控除した後の金額とし、恩給法第五十八条ノ三を除く。」の規定による恩給の停止又は旧法第三十九条第一項ただし書を除く。」若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第二項を除く。)の規定による支給の停止若しくは給付の制限を受けているときは、その停止又は制限を受けないとした場合において受け取ることができる金額とする。」に改め、同一条第五項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「退職年金若しくは」を「退職年金、減額退職年金」の下に「若しくは減額退職年金」を加え、「同法」を「これらの法律」に、「受けた者」を「受けるべき者」に改め、同一条第六項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「同法」を「これら法律」に、「受けた者」を「受けるべき者」に改め、同一条第七項中「旧法」の下に「又

は國家公務員共済組合法」を加え、「同法第四十四条又は」を「旧法第四十四条若しくは」に、「差額の支給」を「差額又は國家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「当該差額」を「当該差額に相当する金額」に改め、同条第八項中「差額の支給」を「差額又は國家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「同法第四十四条」を「旧法第四十四条又は國家公務員共済組合法第八十三条第一項中「並びに附則第二十六条第一項中「並びに第八項及び第九項」を「及び附則第二

項」に改め、同条第十二項後段中「同法第四十四条の規定による差額」を「旧法第四十四条又は」に、「同法第五十二条第三号の規定による差額」を「旧法第五十二条第三号又は」に改め、同条第十三項中「旧法第五十二条第三号の規定による年金者遺族一時金」の下に「又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額」を加え、「当該年金者遺族一時金の額」の下に「又は同法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額」を加える。

附則第二十四項第 三項から第五項まで	附則第二十四項第 三項から第六項まで	附則第二十四項第 七項
-----------------------	-----------------------	----------------

第一項の規定 により組合員 であつたもの とみなされる るもの である。 第一項の規定 により組合員定 められた期間	附則第一 十六条第一項において 組合員期間に算入される期間 で転入した日まで引き続いてい るもの
附則第二 十六条第一項において 組合員期間に算入される期間 で転入した日まで引き続いてい るもの	附則第一 十六条第一項において 組合員期間に算入される期間 で転入した日まで引き続いてい るもの

を
に改
かれらす。なお創前の場合によ
ただし、第一号に該当する者にあ
つては該傷病手当金及び当該病
氣又は負傷により生じた病氣によ
る傷病手当金以外の給付、第二号
に該当する者にあつては当該家族
療養費及び当該病氣又は負傷によ
り生じた病氣についての家族療養
費以外の給付については、この限
りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病
手当金の支給を受け、かつ、病
院又は診療所に収容されている
組合員又は組合員であつた者に

附則第九条	附則第十一條第一項各号別記以外の部分	附則第九条	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条
附則第十八条第一項	附則第五条第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号	転入した日
附則第五条第一号本款本文	附則第二十六条第一項における附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号	転入した日
附則第十八条第一項	附則第五条第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号	転入した日

則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十六条中「職員」の下に「(日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。)」を加える。

別表第四廢疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはないとさし指」を加える。

(被扶養者)の法律の施行の際現に改
正前の公共企業体職員等共済組合
法(以下「旧法」という。)第二十四条
条に規定する被扶養者である者で

改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「新法」という。）第二十一条に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き該当して当該組合員又は組合員であつた者の収入により生計を維持している間に限り、同条の規定にか

第四条 組合は、当分の間、運営規則で定めるところにより、組合員が一部負担金に相当する金額を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で一部負担金に相当する金額の払戻しその他の措置を行ふことができる。

昭和三十三年七月、八月及び九月の
風水害により被害を受けた地方公共
団体の起債の特例に關する法律案
選舉期日等の臨時特例に關する法律
案

本日委員長から左の報告書を提出した。
国民健康保険法案可決報告書
国民健康保険法施行法案可決報告
書

昭和三十三年七月、八月及び九月の
風水害により被害を受けた地方公共
団体の起債の特例に關する法律案可
決報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の
選舉期日等の臨時特例に關する法律
案可決報告書

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決
算、昭和三十一年度特別会計歳入歳
出決算、昭和三十一年度国税取納金
整理資金受払計算書及び昭和三十
一年度政府関係機関決算書議決報
書

昭和三十一年度固有財産増減及び現
在額総計算書及び昭和三十一年度固
有財産無償貸付状況総計算書議決報
告書

○議長(松野鶴平君)　この際、日程に
追加して、
○議長(松野鶴平君)　この際、日程に
追加して、
国民健康保険法案、
国民健康保険法施行法案(いすれ
も内閣提出、衆議院送付)、
以上両案を一括して議題とすることと
に御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君)　御異議ないと認
めます。まず委員長の報告を求めま
す。社会労働委員長久保等君。

国民健康保険法案
右の内閣提出案は本院においてこれを
可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年十二月十九日

衆議院議長 加藤鎌五郎

参議院議長 松野鶴平殿

国民健康保険法案

国民健康保険法

国民健康保険法（昭和十三年法律
第六十号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 市町村（第五条—第十一
条）

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則（第十三条—第一
十二条）

第二節 管理（第二十三条—第
三十一条）

第三節 解散及び合併（第三十
二条—第三十四条）

第四節 雜則（第三十五条）

第四章 保険給付

第一節 療養の給付（第三十六
条—第五十七条）

第二節 その他の給付（第五十
八条）

第三節 保険給付の制限（第五
十九条—第六十三条）

第四節 雜則（第六十四条—第
六十八条）

第五章 費用（第六十九条—第八
十一条）

第六章 保健施設（第八十二条）

<p>第七章 国民健康保険団体連合会</p> <p>(第八十九条第一項)</p>	<p>第八章 診療報酬審査委員会 (第八十九条第二項)</p>
<p>第九章 審査 (第九十一条第一項) (七条)</p>	<p>第十章 監督 (第一百八条・第一百九十二条)</p>
<p>第十一章 雜則 (第一百十条・第一百二十一条)</p>	<p>第十二章 罰則 (第一百二十二条)</p>
<p>附則</p>	<p>第一章 総則 (この法律の目的)</p>
<p>第一条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>第二条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に因るとして必要な保険給付を行うものとする。</p>
<p>(国民健康保険)</p>	<p>(保険者)</p>
<p>第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行なうことができる。</p>	<p>(国及び都道府県の義務)</p>
<p>第四条 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。</p>	<p>第五条 都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、必要な指導をしなければならない。</p>

(被保険者)

第五条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行らる国民健康保険の被保険者とする。
(適用除外)

第六条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行らる国民健康保険の被保険者としない。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による被保険者を除く。
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保險者たる者。ただし、同法第二十条第一項の規定による被保険者を除く。
- 三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、公企事業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）和二十九年法律第二百四十四号）、市町村職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく共済組合の組合員。
- 四 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）、公企事業体職員等共済組合法又は市町村職員共済組合法の規定による被扶養者の規定による被扶養者。
- 五 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、第八条の規定により日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付を受けて一年を経過しない者及び法の規定によるその者の被扶養者。ただし、同法第七条の規定による承認を受けて同法の規定によ

内にある者及び同法の規定によ
るその者の被扶養者を除く。

六 生活保護法（昭和二十五年法
律第二百四十四号）による保護を
受け、その保護を廃止されること
なく政令で定める期間を経過
した世帯に属する者で、その世
帯が保護を受けなくなるまで
(その保護を停止されて いる間
を除く。)のもの

七 国民健康保険組合の被保険者
八 国立のらい療養所の入所患者
その他特別の理由がある者で厚
生省令で定めるもの

(資格取得の時期)

第七条 市町村が行う国民健康保険
の被保険者は、当該市町村の区域内
に住所を有するに至つた日又は前
条各号のいずれにも該当しなくな
った日から、その資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第八条 市町村が行う国民健康保険
の被保険者は、当該市町村の区域内
に住所を有しなくなつた日の翌
日又は第六条各号（第七号を除
く。）のいずれかに該当するに至つ
た日の翌日から、その資格を喪失
する。ただし、当該市町村の区域
内に住所を有しなくなつた日に他
の市町村の区域内に住所を有する
に至つたときは、その日から、そ
の資格を喪失する。

2 市町村が行う国民健康保険の被
保険者は、第六条第七号に該当す
るに至つた日から、その資格を喪
失する。

(届出等)

は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者がその資格を喪失したときは、厚生省令の定めるところにより、すみやかに、市町村にその旨を届け出るとともに、被保険者証を返還しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、被保険者に関する届出及び被保険者に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

(特別会計)

第十条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民健康保険運営協議会)

第十二条 市町村は、政令で定める前項に規定するものほか、国民健康保険運営協議会を開く。議会を置く。

(条例の協議)

第二十二条 市町村は、政令で定める事項は、政令で定める。

第三十二条 市町村は、政令で定める組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

第三章 国民健康保険組合

第一節 通則

(住所)

第十三条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(設立)

第十六条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

(被保険者)

第十九条 組合員及び組合員の世帯に属する者は、当該組合が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、第六条各号のいずれかに該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は、この限りでない。

第二節 管理

(役員)

(役員の職務)

(理事及び監事)

(監事)

(監事の専決処分)

(財産の状況監査)

(理事の専決処分)

(組合会の執行)

(組合会の監査)

(組合会の専決処分)

(組合会の監査)

十一 前各号に掲げる事項のはか、厚生省令で定める事項

第十七条 組合を設立しようとするときは、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けなければならない。

第十八条 組合の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第十九条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなりたつた日若しくはそれにも該当しなくなつた日若しくは他の組合が行う国民健康保険の被保険者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

第二十条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、当該組合の組合員若しくは組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としたいことができる。

第二十一条 組合が行う国民健康保険の被保険者は、組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなりたつた日又は第六条各号のいずれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でないものは、当該組合の組合員となることができる。

第二十二条 組合は、法人とする。

第二十三条 組合に、役員として、理事及び監事を置く。

第二十四条 理事は、規約の定めるところにより、組合の業務を執行し、及び組合を代表する。

第二十五条 組合が成立しないとき、又はその議決すべき事項を譲り受けないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

第二十六条 組合会において議決すべき事項に關し臨時急務を要する場合において、組合会が成立しないとき、

第二十五条 組合は、その名称中に「国民健康保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合以外の者は、「国民健康保険組合」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

九 準備金その他の財産の管理に関する事項

十 公告の方法

第四十五条 保険者は、療養の給付に關する費用を療養取扱機関が支払うものとし、療養取扱機関が療養の給付に關し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に關し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員）が当該療養取扱機関に對して支払わなければならぬ一部負担金に相當する額を控除した額とする。

前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定の例による。

保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に關する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

保険者は、療養取扱機関から療養の給付に關する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。

保険者は、前項の規定による審査及び支払に關する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。）又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十

九号)による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前五項に規定するもののほか、療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(療養取扱機関の報告等)

第四十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、療養の給付に關し必要があると認めるときは、療養取扱機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、療養取扱機関の開設者若しくは管理者、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を要求、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは療養取扱機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行ひ場合においては、當該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(療養取扱機関の辞退等)

第四十七条 療養取扱機関は、療養取扱機関たることを辞し、又は第三十七条规定による申出を撤回し、若しくは二以上の都道府県につきその申出をした場合にその申出の範囲を縮少することができる。

2 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師は、国民健康保険医又は

3 第一項の規定により療養取扱機関に係る申出受理の取消を求めることがある。

國たることを辞し、申出を撤回し、若しくは申出の範囲を縮少し、又は前項の規定により登録の消除を求めるには、一箇月以上の予告期間を設けなければならぬい。

(療養取扱機関に係る申出受理の取消)

第四十八条 都道府県知事は、療養取扱機関が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該療養取扱機関に係る第三十七条の規定による申出の受理を取り消すことができる。

一 第四十条に規定する療養の給付に関する準則に違反したとき。

二 療養の給付に関する費用の請求又は第五十六条第三項の規定による支払に關し不正があつたとき。

三 第四十六条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 当該療養取扱機関の開設者又は從業者が、第四十六条第一項の規定により頭顎を求められてこれに応ぜず、同条同項の規定による質問に対しして答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員の同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該療養取扱機関の從業者がその行為

(国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録の取消) 第四十九条 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師が次の各号のいづれかに該当する場合においては、都道府県知事は、その登録を取り消すことができる。

一 第四十条に規定する療養の給付に関する準則に違反したとき。

二 第四十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同条同項の規定による質問に対しして答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員の同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

第五十条 厚生大臣は、第四十条の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 都道府県知事は、第三十七条第一項の申出を受理し、又はその申出の受理を取り消そうとするときは、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。国民健康保険又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとする。

(弁明)

第五十一条 都道府県知事は、第三十七条第一項の申出の受理を拒み、又はその申出の受理を取り消すとするとき、

2 都道府県知事は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消そうとするときは、当該薬剤師に対し、弁明の機会を与へなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

（看護又は移送の給付に関する一部負担金）

第五十二条 第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者により、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

3 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徵収を猶予することができる。

（給付の期間）

第五十三条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、当該保険者がこれを開始した日から算定して三年を経過したときは、行わな

い。ただし、市町村にあつては、条例で、三年をこえて行うことができる。

(療養費)

第五十四条 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者が緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

3 療養費の額は、療養に要する費用の額から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定める。

4 前項の療養に要する費用の額の算定については、第四十五条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。
(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となつた場合)
第五十五条 被保険者が第六条第五号に該当するに至つたためその資格を喪失した際現に療養の給付

を受けていたときは、その者は、被保険者として受けられることがある期間、継続して当該保険者から療養の給付を受けることができる。

2 前項の規定による療養の給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。
一 当該疾病又は負傷につき、日雇労働者健康保険法の規定による療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができるに至つたとき。
二 その者が、第六条第一号から第四号まで、第六号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。
四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

5 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

二 その者が、第六号又は第八号のいずれかに該当するに至つたとき。
三 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

四 被保険者の資格を喪失した日から起算して六箇月を経過したとき。

5 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

6 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。
7 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

8 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

9 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

10 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

11 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

12 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

13 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

14 その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。

補償法(昭和二十六年法律第百九

十一号。他の法律において準用する場合を含む。)の規定による療養補償その他政令で定める法令によ

り一部負担金の割合を減じているが、被保険者が同条第二項に規定する療養取扱機関について當該療養を受けた場合に限る。

2 前項の規定により療養取扱機関に対する給付が行われたとき、同様の公共団体の負担において医療に関する医療に関する給付を受けることとする。

3 保険者は、前項に規定する法令による給付が医療の現物給付である場合において、その給付に関し一部負担金の支払若しくは実質徵収を行ふ場合に、かつ、その一部負担金若しくは実質徵収の額が、その一部負担金の支払若しくは実質徵収がこの法律による療養の給付

取が行われ、かつ、その一部負担金若しくは実質徵収の額が、その一部負担金の支払若しくは実質徵収がこの法律による療養の給付として行われたものとした場合におけるこの法律による一部負担金の額(第四十三条第一項又は第五十二条第二項の規定により一部負

担金の割合が減せられているときは、その減せられた割合による一部負担金の額)をとること、又は前項に規定する法令による給付が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養に付すべきものとした場合における療養費の支給をすべきものとした場合における療養費の額に満たないときは、それ

が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養に付すべきものとした場合における療養費の額をこえるときは、当該世帯主又は組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対しても第四組合員が一部負担金を支払い、又は納付すべき義務を負い、及び当該世帯主又は組合員に対する第四組合員による差額又は療養費を支給しなければならない。

3 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

4 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

5 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

6 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

7 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

8 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

9 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

10 前項の場合において、被保険者が療養取扱機関について当該療養を受けたときは、保険者は同項の規定により被保険者に支給すべき療養に要した費用を、当該被保険者に代つて療養取扱機関に支払う。

第四節 雜則

(損害賠償請求権)

第六十四条 保険者は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を行つたときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に關し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。)の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行ふ責を免がれる。
(不正利得の徴収)

第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からの給付の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、療養取扱機関において診療に從事する国民健康保険医が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該国民健康保険医に対し、保険給付を受けた者に連帶して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

(強制診断等)

第六十六条 保険者は、保険給付を行つにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保險者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第六十七条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。
(租税その他の公課の禁止)

第六十八条 保険給付をして支給を受けた金品を標準として、課することができない。
(国の負担)

第六十九条 国は、政令の定めるところにより、保険者に對して国民健康保険の事務の執行に要する費用を負担する。

第七十条 国は、政令の定めるところにより、市町村に對して療養の給付及び廉養費の支給に要する費用の十分の二を負担する。

(国庫負担金の減額)

第七十一条 市町村が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、政令の定めるところにより、前項の規定により減額することができる。

2 前項の規定により当該市町村に對して負担すべき額を減額することができる。

3 前項の規定により減額する額は、不当に確保しなかつた額をことができない。

(調整交付金)

第七十二条 国は、国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、市町村に對して調整交付金を交付する。
2 前項の規定による調整交付金の総額は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。
(組合に対する補助)

第六十七条 保険給付をして支給を受けた金品を標準として、課することができない。
(組合の補助)

第七十四条 国は、第六十九条、第七十条及び前二条に規定するものほか、予算の範囲内において、保健婦に要する費用についてはその三分の一を、国民健康保険事業に要するその他の費用についてはその一部を補助することができる。

第七十五条 都道府県及び市町村の貸付

第七十六条 都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付けを付けることができる。

(保険料)

第七十七条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

民健康保険税を課するときは、この限りでない。

第七十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金については、地方税法第十条第三項及び第四項、第十六条第十六条の八、第十九条、第二十条並びに第二十二条の規定を準用する。
(督促及び延滞金の徴収)

第七十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納した者に対するは、組合は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十六条第一項の規定により繰上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に對して督促状を発する。この場合において、督促状により指定期限は、地方税法第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

は地方税法第十六条第一項各号(第三号を除く。)のいづれかに該当したことによる線上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の額によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十五条第四項及び第十項の規定を準用する。
3 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特權の順位は、市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先づるものとする。
(条例又は規約への委任)

第八十一条 この章に規定するものほか、保険料の賦課及び徴収は、条例又は規約で定める。

第六章 保健施設

第八十二条 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができる。
場合に限り、被保険者でない者に

六 経費の分担に関する事項	前項の施設を利用させることができない。
七 業務の執行及び会計に関する事項	第七章 国民健康保険団体連合会 （設立、人格及び名称） 第八十三条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。
八 役員に関する事項	連合会は、法人とする。
九 総会又は代議員会に関する事項	連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。
十 準備金その他の財産に関する事項	連合会は、法人とする。
十一 公告の方法	（設立の認可等） 第八十四条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域内に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。
十二 厚生省令で定める事項	連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。
十三 領事の規定	（審査委員会の権限） 第八十六条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第二十七条から第三十五条まで及び第八十二条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合会又は代議員会の議員」と読み替えるものとする。
十四 診療報酬審査委員会	（審査委員会） 第八十七条 第四十五条第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行ふため、都道府県の区域を区域とする連合会（加入している保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。）に、国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」といふ。）を置く。
十五 事務所の所在地	（審査委員会の組織） 第八十八条 審査委員会は、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができる。
十六 会員の加入及び脱退に関する事項	（不服の申立て） 第九十条 この章に規定するものの各号に掲げる事項を記載しなければならない。
十七 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十一条 保険給付に関する処分
十八 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十二条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができる。
十九 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。
二十 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
二十一 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十五条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員が選挙する会長一人を置く。
二十二 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十六条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができる。
二十三 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十七条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決する。前項の審査の請求は、当該処分に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査を請求することができる。
二十四 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十八条 審査の請求は、当該処分をした市町村とする。次項において同じ。の所在地の都道府県の審査会に對してしなければならない。
二十五 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第九十九条 審査の請求は、処分があつたことを知つた日から六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができないことを疎明したときは、この限りでない。（保険者に対する通知等）
二十六 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 第一百条 審査会は、審査の請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。
二十七 会員の加入及び脱退に関する事項	（被保険者証の交付の請求に関する事項） 二前項の通知を受けた者は、審査会に対し、意見を述べることがで

(審査のための処分)

第一百一条 審査会は、審理を行ったため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に

対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができる。

2 都道府県は、前項の規定により

審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検査をした医師若しくは

歯科医師に対し、政令の定めると

ころにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならぬ。

(請求手続の受継)

第一百二条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承繼人が審査の手続を受け継ぐものとする。

(本件の決定)

第一百三条 審査会は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を承認し、又は棄却する決定を

(決定の方式) 第四百四条 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、会長及び決定に關与した委員が、これに署名押印しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第一百五条 決定は、請求人及び第一百第一条の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人に決定書の謄本を送付しなければならない。この謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第一百六条 決定は、第一百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他利害關係人を拘束する。

(政令への委任)

第一百七条 この章に規定するもののほか、審査会及び審査の手続に関する規定を受けて了承したときとして必要な事項は、政令で定める。

第十章 監督

(報告の徴収等)

第一百八条 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十六条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同

第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(組合等に対する監督)

第一百九条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の命令に違反しては、當該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

(決定の方式)

第一百四条 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、会長及び決定に關与した委員が、これに署名押印しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第一百五条 決定は、請求人及び第一百第一条の規定により通知を受けた保険者その他の利害關係人に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第一百五条 決定は、請求人に入り、その効力を生ずる。

2 前項の時効の中斷、停止その他の事項に関する規定によれば、民法の時効に基づく規定を準用する。ただし、保険者の行為による保険料その他の法律の規定による徴収金の徴収の告

知又は督促は、民法第百五十三条の規定にかかわらず、時効中止の効力を生ずる。

(期間の計算)

第一百十一条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍に関する無料証明)

第一百十二条 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする)は、保険者又は保険給付を受ける者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(文書の提出等)

第一百十三条 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関する必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであつた者に対し、文書その他の物の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができ。

(診療録の提示等)

第一百十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、保険給付に關して必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給又は

手当に關し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、療養の給付を受けた被保険者又は被保険者である者に対する診療費又は薬剤費の支給に關するものとみなし、又は当該職員に質問させることができる。

(準用規定)

第一百十五条 第四十六条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第四十六条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。

(住所に関する特例)

第一百十六条 教育のための市町村の区域内に住所を有する被保険者又は被保険者であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

(被保険者証の交付に関する特例)

第一百十七条 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九条第二項の規定による被保険者証の交付の求があつた場合においては、条例の定めるところによつて、その請求があつた日から起算して三箇月の範囲内において条例で定める期間を経過するまでの間に

おいて被保険者証を交付するものとすることができる。

(特別区に関する特例)

第一百八十九条 都市は、政令の定めるとおり、特別区の行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

(読替規定)

第一百九十条 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第一百二十一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令(療養取扱機関の申出の受理及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録に関し都道府県知事の行うべき事務については、政令)で定める。

(第十二章 帰則)

第一百二十二条 審査委員会若しくは審査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した療養取扱機関の開設者、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 正当な理由なしに、第一百一条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断

若しくは検査をしなかつた者は、一万円以下の罰金に処する。ただし、審査会の行う審査の手続における請求人又は第一百条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第一百二十三条 被保険者又は被保険者であった者が、第一百十四条第二項の規定により報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対しても正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第一百二十四条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第一百十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第一百二十五条 組合又は連合会が、第一百八条第一項の規定による報告を命ぜられ、正当な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第一百九条第一項の規定による命令に違反したときは、その役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

第一百二十六条 第十五条第二項又は第八十三条第四項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第一百二十七条 市町村は、条例で、第九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに、第一百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 前項の市町村で、特別の事情があるものは、第三条第一項及び前項の規定にかかわらず、昭和三十六年四月一日以後も当分の間、厚生大臣の承認を受けて、国民健康保険を行わないことができる。

4 第十一条の規定は、前二項の規定により国民健康保険を行わない市町村には、適用しない。

5 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

6 市町村には、適用しない。

7 前項の規定は、前二項の規定により国民健康保険を行わない市町村には、適用しない。

8 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

9 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

10 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

11 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

12 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

13 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

14 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

15 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

16 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

17 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

18 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

19 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

20 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

21 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

22 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

23 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

24 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

25 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

26 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

27 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

28 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

29 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

30 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

31 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

32 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

33 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

34 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

35 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

36 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

37 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

38 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

39 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

40 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

41 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

42 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

43 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

44 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

45 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

46 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

47 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

48 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

49 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

50 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

51 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

52 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

53 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

54 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

55 前四項に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な事項は、別に法律で定める。

第四章 保険給付に関する経過措置(第十四条第一項)

第五章 費用に関する経過措置(第三十二条)

第六章 国民健康保険団体連合会に関する経過措置(第三十三条)

第七章 審査に関する経過措置(第三十四条)

第八章 普通国民健康保険組合に関する経過措置(第三十五条)

第九章 国民健康保険を行わない市町村における経過措置(第三十六条)

第十章 其他の法律の一部改正(第四十一条)

第十一章 雜則(第六十七条)

第十二章 第四十三条(第四十七条)

第十三章 第四十八条(第六十六条)

第十四章 第四十九条(第六十七条)

第十五章 第五十二条(第四十二条)

第十六章 第五十三条(第四十三条)

第十七章 第五十四条(第四十四条)

第十八章 第五十五条(第四十五条)

第十九章 第五十六条(第四十六条)

第二十章 第五十七条(第四十七条)

第二十一章 第五十八条(第四十八条)

第二十二章 第五十九条(第四十九条)

第二十三章 第六十条(第五十条)

第二十四章 第六十一条(第五十一条)

第二十五章 第六十二条(第五十二条)

第二十六章 第六十三条(第五十三条)

第二十七章 第六十四条(第五十四条)

第二十八章 第六十五条(第五十五条)

第二十九章 第六十六条(第五十六条)

第三十章 第六十七条(第五十七条)

第三十一章 第六十八条(第五十八条)

第三十二章 第六十九条(第五十九条)

第三十三章 第七十条(第六十条)

第三十四章 第七十一条(第六十一条)

第三十五章 第七十二条(第六十二条)

第三十六章 第七十三条(第六十三条)

第三十七章 第七十四条(第六十四条)

第三十八章 第七十五条(第六十五条)

第三十九章 第七十六条(第六十六条)

第四十章 第七十七条(第六十七条)

第四十一章 第七十八条(第六十八条)

第四十二章 第七十九条(第六十九条)

第四十三章 第八十一条(第七十一条)

第四十四章 第八十二条(第七十二条)

第四十五章 第八十三条(第七十三条)

第四十六章 第八十四条(第七十四条)

第四十七章 第八十五条(第七十五条)

第四十八章 第八十六条(第七十六条)

第四十九章 第八十七条(第七十七条)

第五十章 第八十八条(第七十八条)

第五十一章 第八十九条(第七十九条)

第五十二章 第九十一条(第八十一条)

第五十三章 第九十二条(第八十二条)

第五十四章 第九十三条(第八十三条)

第五十五章 第九十四条(第八十四条)

第五十六章 第九十五条(第八十五条)

第五十七章 第九十六条(第八十六条)

第五十八章 第九十七条(第八十七条)

第五十九章 第九十八条(第八十八条)

第六十章 第九十九条(第八十九条)

第六十一章 第一百条(第九十条)

第六十二章 第一百零一条(第九十一条)

第六十三章 第一百零二条(第九十二条)

附則(勧告及び助言)

第一章 新法の総則に関する経過措置

第二章 市町村に関する経過措置

第三章 国民健康保険組合に関する経過措置

第四章 健康保険法(昭和十三年法律第六

五八)

第五章 保険給付に関する経過措置

第六章 費用に関する経過措置

第七章 審査に関する経過措置

第八章 普通国民健康保険組合に関する経過措置

第九章 国民健康保険を行わない市町村における経過措置

第十章 其他の法律の一部改正

第十一章 雜則

第十二章 第四十三条(第四十七条)

第十三章 第四十四条(第四十八条)

第十四章 第四十五条(第五十条)

第十五章 第四十六条(第五十二条)

第十六章 第四十七条(第五十三条)

第十七章 第四十八条(第五十四条)

第十八章 第四十九条(第五十五条)

第十九章 第五十条(第五十六条)

第二十章 第五十一条(第五十七条)

第二十一章 第五十二条(第五十八条)

第二十二章 第五十三条(第五十九条)

第二十三章 第五十四条(第六十条)

第二十四章 第五十五条(第六十二条)

第二十五章 第五十六条(第六十三条)

第二十六章 第五十七条(第六十四条)

属する者でなくなつた場合において、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつたことにより普通国民健康保険組合又は国民健康保険を行なう社団法人の被保険者となつたときは、新法第二十一条本文の規定にかかるらず、その被保険者は、組合員又は組合員の世帯に属する者でなくなつた日から、その資格を喪失する。

(役員及び組合会議員)

第十二条 新法の施行の際現に第八条の国民健康保険組合の理事又は当該組合の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある者並びに組合会議員に選挙されたものとみなす。ただし、その議員である者は、それぞれ新法の任期は、それぞれ旧法の規定により選任され、又は選挙された日から起算するものとする。

2 第八条の国民健康保険組合の組合会議員の定数については、新法の施行の際現に組合会議員である者の任期が満了するまでの間は、新法第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(清算)

第十三条 第八条の国民健康保険組合で新法の施行の際現に清算中のものの清算については、なお従前の例による。

第四章 保険給付に関する経過措置

新法第三十六条第二項の規定にかかるらず、当分の間、同項各号に掲げる療養のうち政令で定める範囲に属する療養については、条例又は規約の定めることにより、療養を行わないとができる。

保険者が新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち前項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている場合において、被保険者が当該範囲に属する療養につき療養の給付を受けようとするときは、新法第三十六条第五項の規定にかかるらず、保険者が開設者の同意を得て定める療養取扱機関のうち自己の選定するものについて、これを受けるものとする。

新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている保険者は、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により前項の療養取扱機関以外の療養取扱機関について当該範囲に属する療養を受けたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。この場合においては、その額の算定につき、新法第五十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

新法の施行の際に新法第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養のうち第一項の規定に基く政令で定める範囲に属する療養につき療養の給付を行うこととしている保険者が、新法の施行後も引き続き当該範囲に属する療

養につき療養の給付を行ふ場合において、当該保険者が新法の施行による際現に旧法第八条ノ五の規定により定めている療養担当者（当該療養担当者が医師若しくは歯科医師又は薬剤師であるときは、これら者が国民健康保険の診療又は調剤に従事している病院若しくは診療所又は薬局とする。以下同じ。）が新法の施行と同時に新法による療養取扱機関となつたときは、当該医療機関は、当該保険者が第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

であり、かつてこれら者のみが診療又は調剤に従事している場合におけるこれら者の登録を新法の施行の際、新法第三十九条第一項の規定による国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を受けたものとみなす。ただし、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

(一部負担金)

第十六条 新法の施行前に行われた療養の給付に関する一部負担金について、なお従前の例による。

第十七条 新法の施行の際現に旧法第八条ノ九の規定による一部負担金の療養の給付に要する費用に対する割合を二分の一未満としている保険者が、新法の施行後も引き続きその割合による場合において、当該保険者が新法の施行の際に現に旧法第八条ノ五の規定により定めている療養担当者が新法の施行と同時に療養取扱機関となつたときは、当該医療機関は、当該保険者が新法第四十三条第二項の規定により定めた療養取扱機関とみなす。

(診療報酬等)

第十八条 新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬の額及びその審査の基準については、なほ従前の例による。

2 新法第四十五条第五項の規定は、新法の施行前に行われた療養の給付に係る診療報酬について新法の施行後に請求があつた場合におけるその審査及び支払に関する事務についても、適用する。

3 新法の施行前に旧法第四十七条
ノ二第一項又は第二項の規定によ
り社会保険診療報酬支払基金又は
国民健康保険団体連合会に対して
診療報酬請求書の審査の請求又は
委託が行われ、新法の施行の際ま
だその審査に関する事務が終了し
ていないものについては、新法第
四十五条第五項の規定により診療
報酬請求書の審査の委託があつた
ものとみなす。

4 新法の施行前に旧法第四十七条
ノ二第一項の規定により国民健康
保険診療報酬審査委員会に対して
行われた請求に係る診療報酬請求
書の審査に関する事務が終了する
までの間は、当該国民健康保険診
療報酬審査委員会に関しては、旧
法第四十七条ノ三から第四十七条
ノ七までの規定は、新法の施行後
も、なおその効力を有する。

(療養取扱機関の報告等)

第十九条 旧法第八条ノ五の規定に
よる療養担当者又は療養担当者で
あつたものが、第十五条第一項本
文又は新法第三十七条第三項本文
の規定により療養取扱機関となつ
たときは、新法第四十六条第一項
の規定は、当該療養取扱機関又は
当該療養取扱機関において診療若
しくは調剤に従事する医師、歯科
医師若しくは薬剤師が旧法第八条
ノ五の規定により担当した療養の
給付についても、適用する。

(療養取扱機関に係る申出受理の
取消等)

(結核予防法の一部改正)
第六十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)」を「国民健康保険法(昭和三十二年法律第二号)」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 医療法人その他の旧法の規定による療養担当者が旧法の規定に基く療養の給付につき支払を受けた金額については、なお従前の例による。

3 昭和三十三年度分以前の国民健康保険税の規定中国民健康保険税から適用する部分は、昭和三十四年度分のとができない。

条第一項の規定によつて徵収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

第三百二十五条第二項から第六項までの規定は、前二項の規定による修正の申出及び修正について準用する。

**第七百二十八条第一項に次のた
だし書を加える。**

第六十二条 日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「療養の給付又は」を削り、「若しくは出産手当金」と「国民健康保険法(昭和十三年法律第十六号)」を「国民健康保険法(昭和十三年法律第十三号)」に改める。
(日雇労働者健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第六十三条 新法の施行前に旧法の規定によつて日雇労働者健康保険法の規定による療養の給付又は埋

第六十一条 第二条の規定により新法の施行後も引き続き国民健康保険を行ふ普通国民健康保険組合及び営利を目的としない社団法人は、前条の規定による改正後の結核予防法の適用については、新法の規定による保険者とみなし、その被保険者は、新法の規定による被保険者とみなす。

(日雇労働者健康保険法の一部改

第五十五条中「市町村」の下に
「特別区を含む。以ト同じ。」を
加へる。

第三十九条第一項中「指定医療機関が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に国民健康保険（特別国民健康保険組合又は社団法人の行うものを除く。以下同じ。）が行われているときは、その診療報酬の例により、指定医療機関が所在する市町村に国民健康保険が行われていないときは、」を削り、「健康保険」を「国民健康保険」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)
第六十五条 稟税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第一項第一号中「国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第三号)」に改める。
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

十一日までの間ににおいて町村合併後五箇年以内に限りに、「区域内の世帯主及びその世帯に属する者」を「区域内に住所を有する者」に改め、同条第五項中「国民健康保険法の適用については、」及び「同法第八条ノ十三第一項の規定により」を削り、同条第六項中「第八条ノ十五第一項本文」を「第五条に、「区域内の世帯主及びその世帯に属する者」を「区域内に住所を有する者」に

ノ十三第一項及び第八条ノ十五第一項本文」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第号)第五条に、「町村合併後五箇年以内の期間に限り」を「昭和三十六年三月三

葬料若しくは分べん費の支給に相当する給付があつた疾病、負傷、死亡又は分べんについての同法の規定による療養の給付又は埋葬料若しくは分べん費の支給については、なお前例による。

(町村合併促進法の一部改正)

第六十四条 町村合併促進法の一部を次のように改正する。

及びその認可、新法第八十八条の規定による国民健康保険診療報酬規定審査委員会の委員の委嘱の手続その他行為は、新法の施行前にかいても、行うことができる。
(政令への委任)

第七十一条 この法律に規定するもののか、新法の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、新法の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。ただし、第七十条の規定は、公

(特別区) では、なお前条の例によると第六十九条 この法律において「古町村」には、特別区を含むものとする。(新法及びこの法律の施行のたまに必要な行為)

第七十条 新法及びこの法律を施行するためには、必要な条例又は規約の制定又は改正、新法第四十五条を定めることによる別段の定の設置三項の規定による別段の定の設置

の立説相並考定に基いてしたが、又は手続とみなす。

規定による療養の給付にべき支拂を受けるべき金額については、かお従前の例による。
第六十一条 この法律に別段の規定があるものを除くほか、旧法の規定に基いてした保険給付、審査の請求その他の行為又は手続で、新法に相当規定があるものは、新法

ます、すなはち、徴収の補助金を負担し、金に改め、療養給付の二割ほどの保険者に対しても負担することとし、新たに療養給付費の五分に相当する調整交付金制度を設けて、国民健康保険財政を調整し、負担の公平及び内容の充実をはかることとしたのであります。す。

第二に、給付内容の充実であります。従来の国民健康保険は、健康保険と比較いたしますと、給付範囲の面でも著しく劣っていたのであります。これが健康保険と同一とし、また給付

て、現行法を全面的に改正しようとするものでありまして、去る第二十八回国会に統き、第三十回国会に提案されたのでありまするが、ともに審議未了となりましたので、前国会における審議経過を考慮し、これに修正を加えた上、再び本国会に提案されたのであります。

この法律案の要旨とすることは、第一に、国民皆保険態勢の確立のため、国の責任を明確化したことであり、

この法律案は、現行の国民健康保険法を再検討し、財政上の裏づけをするとともに、国民皆保険の基礎法とし

右の日から施行し、第五十二条の規定は、昭和三十三年十月一日から適用する。

受けるべき金額について
従前の例による。

「久保等君登壇、拍手」
用する。

(3) 前記決算額を 歳入予算額 歳出予算額	一兆八百九十六億五千二百万余円 一兆八百九十六億五千二百万余円
に比較すると 歳入においては 歳出においては	歳出予算額 歳出に予定したものは、予算決定後において、前年度歳出予算額を本年度に繰越したものがあつたため
(4) 岁出予算額について、予算決定後において、前年度歳出予算額を本年度に繰越したものは、予算決定後において、前年度歳出予算額を本年度に繰越したものがあつたため	一千四百二十八億六千百余万円を増加し 二百四億四千七百余万円を減少した
前年度繰越額 合計	一兆八百九十六億五千二百万余円 三百七十八億四千五百余万円
(5) 予備費は予算額八十億円に対し、本年度に使用した金額は 本年度の支出済歳出額	一兆千二百七十四億九千七百余万円 一兆六百九十二億四百余万円
差引不用額は ととなつた。 本年度内に支出を終らないで翌年度に繰越した額	四百四十億百余万円 四百四十億百余万円
(6) 国庫債務負担行為は 財政法第十五条第一項に基くもの 限度額 実際の負担した債務額 既往年度よりの繰越債務額 本年度中の債務消滅額 差引翌年度以降への繰越債務額 本年度第五条第二項に基くもの 限度額 既往年度よりの繰越債務額 本年度中の債務消滅額 差引翌年度以降への繰越債務額 本年度第五条第二項に基くもの 限度額 既往年度よりの繰越債務額 本年度中の債務消滅額 差引翌年度以降への繰越債務額 である。	二百三十三億一千八百余万円 一百二十四億三千七百余万円 五十五億七千四百余万円 十七億五千百余万円 百六十二億六千余万円 九億四千九百余万円 四億三千余万円 八億八千三百余万円
(7) 公債は 内国債 既往年度発行額 合計 本年度償還その他の 差引翌年度以降への繰越額 本年度発行額 合計 既往年度発行額 合計 本年度償還その他の 差引翌年度以降への繰越額 本年度発行額 合計 既往年度発行額 合計	三千三百七十四億五千六百余万円 四千七十九億五千六百余万円 三千九百五十四億七千百余万円 三千六百余万円 七百六十三億九千七百余万円 七百六十三億九千七百余万円 七百六十三億九千七百余万円 七百六十三億九千七百余万円

(8) 本年度借入額 既往年度よりの繰越額 合計 本年度償還その他の 差引翌年度以降への繰越額 である。	千六百余万円 四百九十七億五千六百余万円 四百九十七億七千二百余万円 一億七千三百余万円 四百九十五億九千九百余万円
(9) 大蔵省証券及び一時借入金の最高限度額は二百億円であるが実際に債務負担したものはない。 特別会計 昭和三十一年度における特別会計の数は三十七であつて、各特別会計の決算額の総計は	二兆一千三百十四億七千八百余万円 二兆七十四億七千三百余万円
政府関係機関 の総計は 支収決算額 歳出決算額 である。	支収決算額 歳出決算額
昭和三十一年度における政府関係機関の数は十であつて、各機関の決算額である。 本件については大蔵省、運輸省、郵政省及び会計検査院から説明を聽いた後慎重審議を重ね、もつて今日に至つたものである。	九千七百七十八億八百余万円 八千三百六十六億二百余万円
一、会計検査院の検査確認又は検査完了した決算のうち決算検査報告に指摘された不当事項及び是正事項については会計検査院と概ね意見を同じくする。 二、決算を審査した結果によると、当委員会の連年にわたる注意警告に伴い政府当局の努力によつて相当改善の跡が認められる。現に決算検査報告の指摘事項及びその金額も減少の傾向にあり、中には著しく改善されたものを見受けれる。 その他会計検査院及び政府当局の説明及び質疑応答を通じてその一斑を窺うことができる。 しかし、なお、昭和三十一年度	九千七百七十八億八百余万円 八千三百六十六億二百余万円
(一) 綱紀の貞正 公務員の非違行為は國關係当局の努力にもかかわらずなお少くなく、決算検査報告等で明らかにされた不正行為だけでもその	額約一億円に達しており、その取扱等の忌むべき事件が多数発生されており、綱紀の貞正は未だの感が深い。 又各種の法令予算違背及び不経済事項が繰返し行われており、公務員の間における公金軽視の風潮がなお強く、国民への奉仕に対する自覚の不足が痛感される。これは一面職員の素質、能力の欠如に因ること勿論であるが、更に根本に遡れば全般に公務員としての心構及び責任観念が稀薄なこと、信賞必罰による人事管理も不適切なことに因るものと認める。 内閣及び関係当局においては、職員に対する教育訓練を充実するとともに、上司も自ら高潔を持し確固たる信念と決意をもつて、更に責任の追及を厳正にし、綱紀の刷新に努むべきである。
(二) 制度及び運営の整備改善 自主的規制及び監督 1 会計秩序を確立し経理の適正を推進するには、全般の行政制度及び運営の整備改善に努つこと勿論であるが、各省政府機関における自主的な統制の強化と内部牽制の確立が緊要である。既にこれが励行により指摘事項も減少しつつはあるがなお機構、運用に適切を欠き、機能の活用と成果の発揮は十分でない。機構の整備と相俟つて、その有効適切な運営に一層努力を要するものがある。 又、中央機関の方針が地方出发機関に徹底しない傾向にかんがみ、当局は地方の実情を十分把握するとともに中央	額約一億円に達しており、その取扱等の忌むべき事件が多数発生されており、綱紀の貞正は未だの感が深い。 又各種の法令予算違背及び不経済事項が繰返し行われており、公務員の間における公金軽視の風潮がなお強く、国民への奉仕に対する自覚の不足が痛感される。これは一面職員の素質、能力の欠如に因ること勿論であるが、更に根本に遡れば全般に公務員としての心構及び責任観念が稀薄なこと、信賞必罰による人事管理も不適切なことに因るものと認める。 内閣及び関係当局においては、職員に対する教育訓練を充実するとともに、上司も自ら高潔を持し確固たる信念と決意をもつて、更に責任の追及を厳正にし、綱紀の刷新に努むべきである。

の指導性を高め、一方検査において競争の実を必ずしも挙げていなければ、ない海外支払の経費等については、検査の徹底を行なうとともに、特に内部規制と監督を厳正にし、経費使用的の適正を期すべきである。

公社、公庫、銀行等の政府関係機関を初め、政府出資団体及び国が財政援助をしていける公私団体その他に対する監督行政においては、不當不正を抑制するは勿論、事業運営の合理化を促進し財政資金が更に効用を發揮するよう適実な施策の実行が肝要である。行政においては勿論、事業運営の合理化を促進し財政資金がより不測の損害を蒙ることのないよう努むべきである。

予算の編成及び執行方法においてその合理性と効率性を一段と推進し、所謂コマ切れ予算の計上及び細花的細分配布の弊を一掃し、重点的効果的ならしめるに努め、又各種事業間における機動性を高めるは勿論、行政の大綱に着目し、無駄な経費の必要が起らぬよう事前の処置を行い、或は国費を使用した効果が減殺されぬよう行政の運営調整を行なう必要が認められる。

特に各種補助金助成金等については、その積算及び執行を合理厳正にするとともに、交付の時期、方法を適切にし、又項目の減廃統合について再検討を行う事が認められる。なお、各種保険事業において保険給付の不適正及び保険料等の徴収不足にかんがみ、これが改善を促進して保険事業の健全化を期するがある。

3 予算の効率的運営その他

工事の施工及び物件の調達等において、予算が効率的に使用されず不経済となつたものが決算検査報告事項だけでも五億九千万余円に上つている。これらはいずれも計画、設計、契約相手方の選定、予定価格の積算、検査等の不當によるもので、担当者が当然すべき調査、中間監督、検査等を怠つたことによるものが多い。殊に特殊関係ある業者との契約による不明朗を一

ど、努力の跡は認められるが、なお不当事態が指摘されており、実態調査の成果も未だ十分でない。なお未利用財産の管理の適切でないもの、公物を私物視する傾向などが見受けられる。

政府は二兆円に上の国有財産の適正管理を一段と推進し、実行中の実態調査及びその整理態勢を強化し、管理運用の万全を期すべきである。又各企業特別会計、日本国鉄道及び日本電信電話公社における財産の企業的運用、各省庁機関の庁舎の合理化についても一段の努力が肝要である。

右の通り全会一致をもつて議決した。

昭和三十三年十二月二十三日 決算委員長 小西 英雄

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算 昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算 昭和三十一年度國稅収納金整理資金受取計算書 昭和三十一年度政府関係機関決算書

右に提出する。

昭和三十二年十二月二十三日 内閣総理大臣 岸 信介

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

昭和三十一年度國有財産増減及び現在額総計算書 昭和三十一年度國有財産無償貸付状況総計算書

国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

〔小西英雄君登壇、拍手〕

国会に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

〔小西英雄君登壇、拍手〕

右に提出する。

昭和三十三年二月十八日

内閣総理大臣 岸 信介

〔小西英雄君登壇、拍手〕

郵政省、日本国有鐵道及び愛知用水公團に対し特に警告を發してその注意を喚起した。

三、以上之外、前記決算については、その異議がない。

昭和三十三年十二月二十三日 決算委員長 小西 英雄

参議院議長 松野鶴平殿

郵政省、日本国有鐵道及び愛知用水公團に対し特に警告を發してその注意を喚起した。

一般会計では、歳入決算額一兆二千三百二十五億余万円、歳出決算額一兆六百九十二億余万円で、差引千六百三十三億余万円の剩余を生じましたが、このうち、三十一年度で新たに生じた純剩余金は一千億余万円であります。また前述の歳出決算額のほかに、翌年度への繰越額が四百四十億余万円あつたので、百四十二億余万円が不用額となつたものであります。

次に予備費は、予算額八十億円に対し、ほとんど全部を使用されました。また、國庫債務負担行為のうち、財政法第十五条第一項に基くものは、限度額二百三億余万円に対し、實際の負担額は百二十四億余万円であり、同条第二項に基くものは、三十億円に対し、實際の負担額は九億余万円であります。公債は、内外債を合わせ、年度初め現在額四千八百三十三億余万円、年度中の発行額三百四億余万円、減少額四百五十四億余万円で、年度末現在額四千六百八十三億余万円であり、借入金は、年度初め現在額四百九十七億余万円、年度中の借入額千余万円、減少額一億余万円で、年度末現在額四百九十五億余万円であります。

特別会計は、その数が三十七あります。まして、各特別会計の決算額の総計は、歳入決算額が二兆二千三百四十四億余万円で、歳出決算額が二兆七十四億余万円であります。

政府関係機関は、その数が十あります。まして、各機関の決算額の総計は、歳入決算額九千七百七十八億余万円、支出決算額八千三百六十六億余万円であります。以上が決算の概略であります

が、詳細は決算書類についてごらん願います。

である。一、各官庁、政府関係機関に
は外郭団体があつて、当該官庁等の出
身者が多く入つており、その結果、工
事諸負等になれ合いが行われている。
これは汚職の源泉となつてゐるから、
これを根絶するため、官庁出身者の関
係会社等に就職を禁止するような措置
をとる所がある。右のよくな改善に
よつて国民の疑惑を一掃することが決
算委員会の任務と考える。」との御発言
がありました。

以上の討論を終りまして、採決の結
果、全会一致をもつて、審査報告書の
通り異議ないものと議決した次第であ
ります。

以上をもつて、昭和三十一年度二般
会計歳入歳出決算はか三件の報告を終
ります。

次に、昭和三十一年度国有財産増減
及び現在額総計算書並びに昭和三十一年
度国有財産無償貸付状況総計算書に
關する決算委員会の審議の経過並びに
結果を報告いたします。

まず、本件の内容の概要を申し上げ
ます。

昭和三十一年度において、一般会計
計、特別会計を合計した国有財産の増加
額は三千三百八十二億余万円、減少
額は二千三百四十四億余万円、差引額
増加額千三十八億余万円であります
て、本年度末、すなわち昭和三十二年三
月三十一日における国有財産の現在額
は二兆二百九十一億余万円となつて
おります。この内訳は、行政財産二兆
千二百七十七億余万円、普通財産九千八
四億余万円でありますて、行政財産をさ
らに分類いたしますと、公用財産四
千八百八十九億余万円、公共用財産八
千億余万円、皇室用財産九十五億余万
円、企業用財産六千八百三十七億余万
円となつております。

次に、国有財産の無償貸付は、一般
会計、特別会計を合せて、昭和三十一年
度における増加額は九億余万円、減
少額は八億余万円、差引純増加額は八
千余万円でありまして、年度末におけ

る無償貸付の現在額は五十一億余万円となりております。

決算委員会におきましては、右二件につきまして、政府の説明並びに会計検査院の検査報告の説明を聴取いたしました上、昭和三十一年度決算と並行して慎重審議いたしましたが、本件の内容をなしますところの国有財産の取得、管理及び処分に関するもので、財産管理の基礎資料をなす審議調査が十分でない点につきましては、別途、昭和三十二年度、この二件の計算書については、異議がないことと議決いたした次第でござります。

以上報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これよりたまゝ報告のあつた各件の採決をいたします。

各件全部を問題に供します。各件は、委員長の報告通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて各件は、全会一致をもつて委員長報告の通り決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

河合義君	阿部竹松君	島東君	片岡清君
高田なほ子君	松浦清一君	田中椿	佐隆君
佐多忠隆君	千葉信君	内村繁夫君	清次君
山田節男君	厚生大臣	橋本永野	龍伍君
國務大臣	運輸大臣	護君	
政府委員			
自治政務次官	黒金泰美君		
法務政務次官	木島虎藏君		
大蔵政務次官	佐野廣君		
厚生省保険局長	太宰博邦君		
運輸省海運局長	朝田靜夫君		
〔第三号参照〕			
審査報告書			
臨時生鮮食料品卸売市場対策調査 会設置法案			
右全会一致をもつて可決すべきもの と認決した。よつて要領書を添え て、報告する。			
昭和三十三年十二月十六日			
農林水産委員長 関根久藏			
参議院議長松野鶴平殿			
要領書			
一、委員会の決定の理由			
本法律案は、生鮮食料品の流通 事情にかんがみ、農林省に、農林 大臣の諮問に応じ生鮮食料品の卸 売市場について、その対策に關す る重要事項を調査審議するための 機関として、臨時生鮮食料品卸売 市場対策調査会を設置することと し、それが所掌事務、組織、その 他を規定するものであつて、妥當 の措置と認める。			
二、費用			
本法施行に要する経費につい て、本年度分は農林省所管の既定 経費の中から支出し、来年度分は來 年度予算に要求される予定である。			